

江東区剣道連盟 級審査会ガイドライン

1 はじめに

- ① 受審者、審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、この審査会ガイドラインを遵守して、安全・安心な参段以下及び級位審査会の実施に努める。
- ② 審査会場となる施設の方針を遵守する
- ③ 審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため、受付時間を幅広くとる。トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くとる。
- ④ 受審者並びに関係者以外は審査会場に入場できない。
- ⑤ ただし剣友会・学校等団体責任者は付き添いとして1名のみ会場に入場できます。

2 受審にあたって

- ① 体調について
参加見合わせの項目
基礎疾患のある者
体調がよくない場合、発熱のある者、咳・咽頭痛などの風邪のような症状がある者、その他体調の良くない者
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ② 面マスク又はマウスガードの着用について
実技審査時は、面マスク又はマウスガードを着用する。
なお、この準備ができていない者は受審できない。
- ③ 感染予防のアナウンス
こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
他の参加者、主催スタッフ等の距離を確保すること
講習・審査会時は大きな声で会話をしない
感染予防のための措置の遵守、指示に従うこと
タオルの共有しないこと
- ④ 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対し速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

3 審査会場への入場、更衣、受付、実技審査への待機について

- ① 受審会場入口にアルコール除菌液を設置されているので、受審者および関係者は入場の際、手指消毒を行う。
審査会場入場後、受付手続きを行う。
受審者は、指定の場所で剣道着・袴に着替える。
受付の列は間隔をあける。
受付スタッフはマスクを着用する。
受付では受審者本人の確認を行い、当該受審番号シールを受審者に渡す。垂には本人が貼る。
時間を区切って受付人数を少なくする。
靴用のビニール袋を持参してください。
- ② 更衣場所、会話、施設環境整備について
施設全体
人と人の距離を確保する。
参加者に対し、手洗い・手指消毒に加え、大声での会話を慎むように適宜アナウンスする。
自宅と審査会場の往復、審査会場、待機個所ではマスクを着用し、感染予防に努める。
アルコール消毒液を施設内に設置する。
密閉空間とならないよう換気を十分行う。
更衣室・休憩スペース
他の参加者と密にならないようゆとりをもたせる。
ゆとりを持たせることが難しい場合は、人数制限する等の措置を講じる。
換気扇を常に回し、換気に配慮する
スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。
ドアノブ・ロッカーの取手等、こまめに消毒する。

ゴミの廃棄方法

- 各自のゴミは各自で持ち帰る。
- ゴミを回収する人は、マスク、手袋を着用。

マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い手指消毒をする。

- ③ 登録料について
各団体が取りまとめて期日までに指定口座へ振り込む事。
- ④ 資料は手渡しをせず、机の上に置いておく。

4 審査場への入場にあたって

- ① 受審者および関係者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
- ② 審査会場の入場口を広くし、適切に係員を配置する。
受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。
行列を整理するために、係員を適正に配置する。

5 審査場内での留意事項

- ① フィジカル・ディスタンスを配慮して、距離をあけて並ばせる。
- ② 受審者は、審査会場では実技審査時を除いて、常にマスクを着用する。
関係者は、マスクを着用する。

6 実技審査について

- ① 審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、マスクを着用する。
- ② 実技審査では、受審者は面マスク又はマウスガードを着用する。
- ③ 係員の指示により、指定場所に待機し、実技審査に備える。
- ④ 実技審査後、形審査までは待機所で準備して待つ。その際、密にならないように注意し、不必要な会話は避ける。形の練習時間は別に設ける。

7 実技合格発表

- ① 主催者の指定の方法で行う。

8 木刀による剣道基本技稽古法又は日本剣道形の審査について

- ① 実技終了者は、間隔を十分開けて整列させ、審査を行う。
- ② 受審者はマスクを着用して受審する。
- ③ 審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、マスクを着用する。

9 最後に

- ① 感染者発生時の対応について
感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
万が一の場合に備え、参加者全員の氏名・連絡先を把握するように努める。
連絡先：江東区剣道連盟理事長 足立至弘 090-3574-4881
- ② 個人情報の取り扱い
入手した個人情報は、全日本剣道連盟のプライバシーポリシーに則り、目的以外の使用は行わず、一定期間の経過後に責任を持って破棄すること
- ③ 報告義務
万が一、感染者や感染の疑いがある者が発生した場合は、速やかに所轄の保健所に連絡するとともに、江東区剣道連盟から東京都剣道連盟に報告する。
感染者が発生した場合には保健所の指示に従うこと、参加者に連絡する必要がある場合は、実施団体から連絡する。